

委員会運営細則

平成28年9月5日業務執行理事会規定

(目的)

第1条 この細則は、委員会規定（平成28年7月7日理事会規定。以下「規定」という。）第15条に基づき、委員会の運営に関し必要な事項を定める。

(各委員会の職務)

第2条 各委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 運営委員会

- ①法人事業の企画・広報に関する事項
- ②競技会の実施及び運営、競技会の開催、公認・認定その他競技会に関する事項
- ③加盟団体、選手会との連絡調整に関する事項
- ④ジュニアに対するポールルームダンスの育成、指導に関する事項
- ⑤ポールルームダンスの普及に関する事項

(2) 資格審議委員会

- ①ポールルームダンスに関する各種の認定及び会員管理に関する事項
- ②ポールルームダンスに関する審査員の管理及び選任に関する事項
- ③学校教育におけるポールルームダンス学習の普及・啓発、指導及び育成に関する事項
- ④サマーセミナーに関する事項

(3) J B D F国際委員会（J B D F・I）

- ①国際競技会における環境の整備並びにわが国ポールルームダンスの競技力向上に関する事項
- ②外国の関係団体との連絡、調整に関する事項

(委員長)

第3条 各委員会の委員長は、業務執行理事会の中から理事会が選任する。

(委員の構成)

第4条 各委員会の委員は、次の者により構成する。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 各広域加盟団体 | 各2名以内 |
| (2) 理事会推薦 | 5名以内 |
| (3) 有識者 | 2名以内 |

(会議)

第5条 委員会は、日常的業務又は軽微な事項を除き、委員の現在数（委員長を含む。）の過半数の出席により、その過半数をもって決する。

(会議の開催)

第6条 会議は、会議の2週間前までに会議の目的を定めて、委員長が開催する。

(議事録)

第7条 委員長は、会議ごとに議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、委員長及び議事録署名人1名の署名を得なければならない。

(会議の出席)

第8条 会議には、理事、監事及び委員長が必要と認めたものは、出席できるものとする。

(小委員会の設置)

第9条 委員会に、委員会の職務を円滑に遂行するため、部会及び小委員会を置くことができる。

2 部会及び小委員会の構成は、委員長が定める。

3 部会及び小委員会に、専門委員を置くことができる。

4 専門委員の委嘱は、会長が行う。

(報告等)

第10条 委員長は、会議の結果並びにその職務の履行状況について、3か月毎に文書にて会長に報告するとともに、毎年1回以上、理事会にその活動状況等について報告しなければならない。

(その他)

第11条 この細則に定めることのほか、委員会の運営に関し必要な事項は各委員会が定めるものとする。この場合、委員長は当該事項について直近の業務執行理事会に報告し、その承認を受けなければならない。

附 則

1. この細則は、平成28年9月5日から施行する。

2. 運営委員会規定（平成5年3月1日常務理事会規定）及び資格審議委員会規定（平成5年3月1日常務理事会規定）は廃止する。